

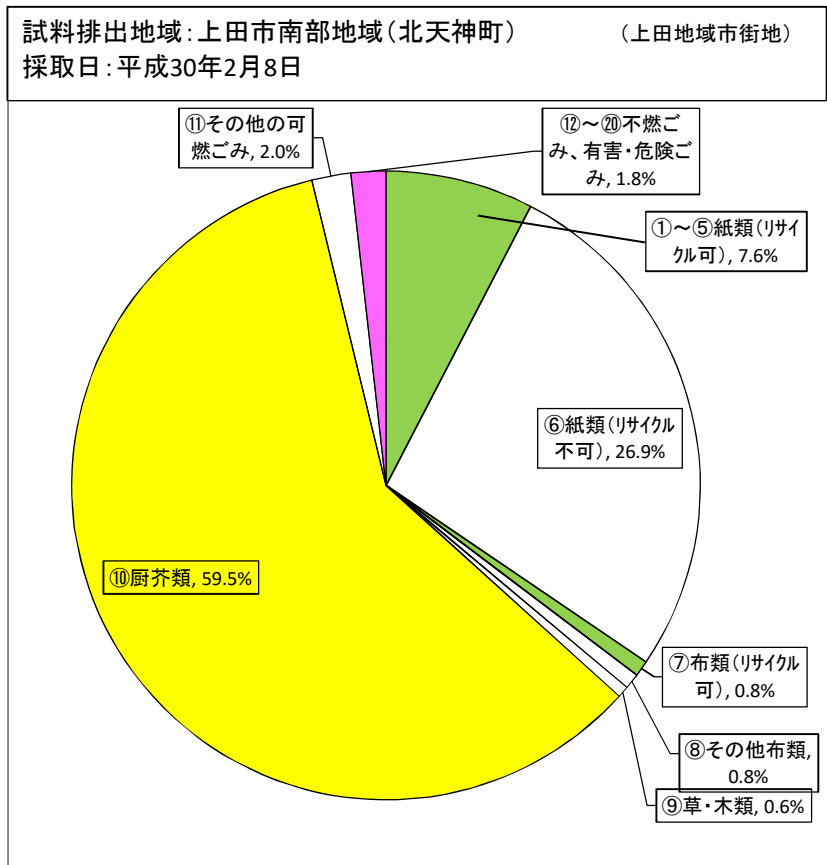
【考察】

- 資源となる「紙類」及び「布類」、また「不燃ごみ、有害・危険ごみ」が混入しており、排出ルールが徹底されていない。
- 「厨芥類(生ごみ)」について
 - 家庭系ごみのうち半数を占めている。
 - 東御市では、平成29年から生ごみの分別収集が始まっており、その効果がうかがえる。

※燃やせるごみに占める「厨芥類(生ごみ)」の割合
従来から燃やせるごみに占める「厨芥類(生ごみ)」の割合を「40%程度」と説明している。この割合は、国で統一されたごみ組成分析方法(乾ベース)を基に推計している。

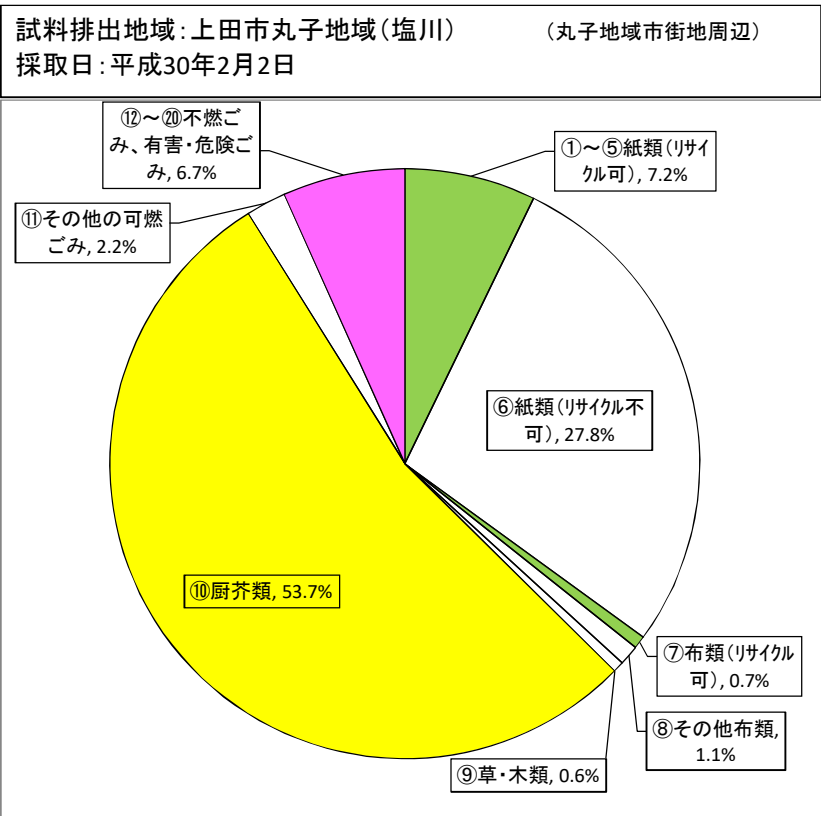
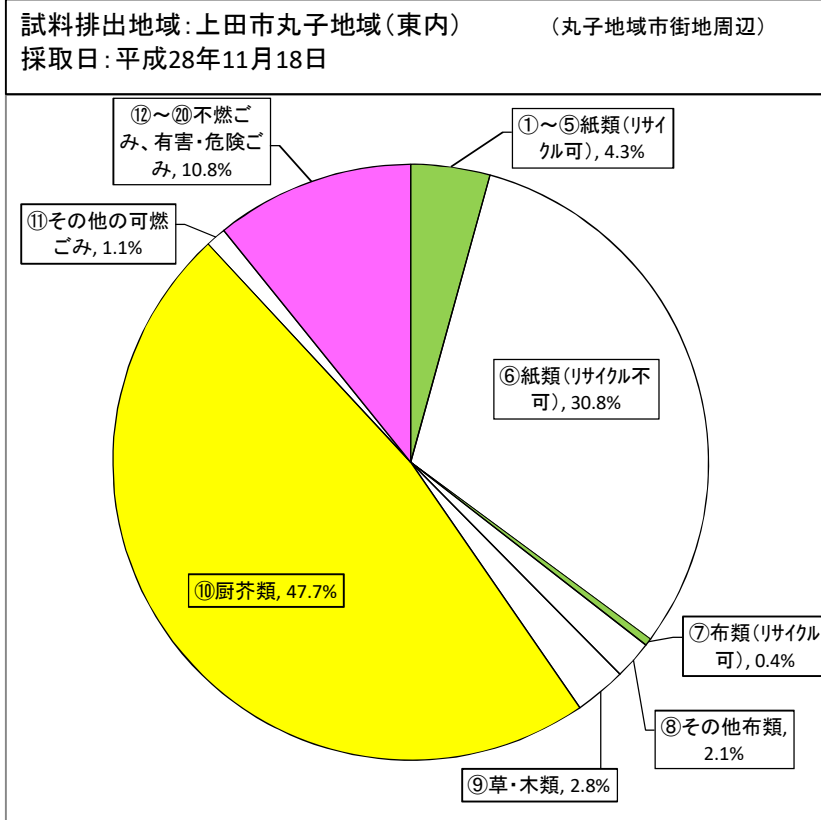
【調査方法】

- 無作為に選定した収集車から約100kgのごみを抽出し、分別及び採取する。
- 分別採取したものを調査試料とし、20品目に分類(下記表参照)し、重量組成を求める。



20品目の分類		
可燃ごみ	資源ごみ	①新聞・チラシ ②雑がみ ③雑誌・本 ④段ボール ⑤紙パック
	その他	⑥資源化不可能な紙類
	資源ごみ	⑦布類
	その他	⑧その他布類
	草・木類	⑨草・木類
	厨芥類	⑩厨芥類(生ごみ)
	その他	⑪その他の可燃ごみ
不燃ごみ	資源ごみ	⑫缶類
	その他	⑬その他の金属類
	資源ごみ	⑭ビン類
	その他	⑮その他のガラス、陶磁器類
	資源ごみ	⑯ペットボトル ⑰容器包装リサイクルプラ
	その他	⑱その他のプラ類 ⑲その他の不燃ごみ
有害・危険ごみ	⑳有害・危険ごみ	

丸子地域



東御市

